

平成 26 年度 第 1 回 八戸市男女共同参画審議会 議事録

日 時 平成 26 年 7 月 1 日 (火) 10 : 00 ~ 11 : 40

場 所 市庁本館 3 階 第一委員会室

出席委員 8 名 慶長委員、白鳥委員、木村委員、中山委員、山道委員、佐藤(央)委員、
浅野委員、加藤委員

○司会：定刻となりましたので、ただ今より「平成 26 年度 第 1 回 八戸市男女共同参画審議会」を開催いたします。

本日は都合により、佐藤 愛子委員、瀧澤 透委員は欠席となっております。

はじめに委嘱状の交付を行います。

(委員 8 名に委嘱状交付)

○司会：それでは、ここで市長より、ご挨拶を申し上げます。

○市長：それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

このたび、皆様には、八戸市男女共同参画審議会の委員をお引き受けいただき、誠にありがとうございます。

また、本日はご多忙の中、お集まりいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

さて、当市では、平成 13 年に「八戸市男女共同参画基本条例」を制定するとともに、「男女共同参画都市宣言」を行い、すべての人が性別にかかわらず、個性と能力を生かすことのできる男女共同参画社会の実現を目指し、意識啓発や人材育成、子育て支援の充実などに取り組んで参りました。

このような中、平成 24 年 3 月に策定いたしました「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」は「男女の人権が尊重され、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現」や、「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現」、「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力ある社会の実現」を基本目標としており、「子どもに対する教育の充実」や「女性のキャリアアップの促進」、「男女共同参画の視点を取り入れた災害に強い地域づくりの推進」など、より一層の男女共同参画の推進に努めているところであります。

このような取り組みを推し進めることで、市民意識の向上や職場の環境整備など徐々に男女共同参画の進展が見られておりますが、職場での女性人材活用や仕事と家庭の両立などの面において、未だに多くの課題があり、国においても、経済の再生や成長戦略として、女性の活躍促進を示し、管理職への女性の登用や仕事と子育て・家庭生活を両立できる環境整備に取り組むこととしております。

委員の皆様には、これらの課題解決に向け、今後 2 年間にわたり、男女共同参画の推

進に関する施策や、基本計画に基づく事業の進捗状況等について、ご審議いただく予定であります。

どうか、当市の男女共同参画推進のため、それぞれの知識や経験に基づく幅広い見地から、忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

○司会：続きまして組織会に入らせていただきます。なお、欠席されております佐藤 愛子委員及び瀧澤 透委員より、本日、審議会で議決されます事項については、審議会に一任する旨、報告を受けております。それでは、審議会規則に基づき、会長・副会長の選出をしていただきますが、会長が選出されるまでの間、暫時、市長に議長をお願いいたします。

○市長：会長が決まるまでの間、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。早速、会長・副会長の選任に入りますが、「八戸市男女共同参画審議会規則」第3条第2項によりますと、委員の皆様の互選によって選出することになっております。どなたかご推薦はありませんか。

○委員：前期で会長、副会長を務めていただいた経緯もございますので、引き続き、会長には白鳥委員、副会長には佐藤愛子委員を推薦いたします。

○市長：ただ今、会長に白鳥委員、副会長に佐藤愛子委員とのご推薦がございましたが、いかがでございましょうか。

(委員賛成)

それでは、満場一致により、会長は白鳥委員に、副会長は佐藤愛子委員に決定いたします。これで、私の務めは終わらせていただきますので、後は会長に進行をお願いいたします。ご協力ありがとうございました。

○司会：ここで、市長は公務のため、退席させていただきます。

(市長退席)

○司会：それでは、白鳥委員は、会長席にお移り願います。ここで、改めまして、委員の皆様をご紹介します。

(委員紹介)

○司会：ここで会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長：皆様、改めましてこんにちは。第6期に引き続いて、会長の任を務めることになりました。よろしくをお願いいたします。皆様には、いろいろご協力をいただいて、この任を務めていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○司会：ありがとうございました。続いて、事務局職員の紹介をいたします。

(事務局職員紹介)

○司会：それではこれより議事に入りますので、議長に進行をお願いいたします。

○議長：それではこれより議事に入ります。しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、皆様ご協力よろしくお願い申し上げます。まず、議事に先立ちまして、会議の公開について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局：まず、会議の公開の説明の前に、本日の会議は、佐藤愛子委員と瀧澤委員が欠席されておりますが、委員10名中8名の方がご出席で、過半数以上の出席でございますので、本会議が成立することをご報告いたします。

(会議の公開についての説明)

○議長：本日は、第1回目の審議会ですので、事務局の説明の後、皆さんからのご質問等を受ける形で進めていきたいと思っております。それでは(1)男女共同参画審議会について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、「男女共同参画審議会について」ご説明いたします。お手元の、資料1をご覧ください。当審議会は、「八戸市男女共同参画基本条例」第17条に基づき、八戸市の男女共同参画の推進に資することを目的に、平成14年度から設置されております。設置根拠である条例、第17条の抜粋を裏面に掲載しておりますので、のちほどご覧ください。次に、審議会の主な役割といたしまして、男女共同参画の推進に関する基本的・総合的な施策および重要事項についての調査審議と男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を調査・検討いただくこととなっております。

これまでの主な審議内容としましては、男女共同参画基本計画の策定に関することや基本計画の進捗状況についての検証、市民及び事業所などへの意識調査の内容や結果などについてご審議いただいております。皆様の任期は、本日より平成28年6月30日までの2年間となっております。

次に、委員の構成は、男女共同参画基本条例第 17 条において、委員定数 15 人以内と規定されており、今期につきましては、別紙「八戸市男女共同参画審議会（第 7 期）委員名簿」のとおり、知識経験者や事業者からの推薦者など 10 名の皆様をお願いしております。

最後に、今後の予定ですが、今年度は、今回を含めて 3 回を予定しており、次回は 10 月上旬に、「平成 26 年度分 第 3 次八戸市男女共同参画基本計画の進捗状況」の審議と「市政モニターへのアンケートの集計結果」についてご報告し、ご意見をいただく予定です。第 3 回目は、2 月下旬に平成 27 年度に実施予定の「市民意識調査および事業所アンケート」の設問内容などにつきましてご審議いただく予定としております。また、平成 27 年度は、引き続き、「市民意識調査及び事業所アンケート」の内容や「第 3 次八戸市男女共同参画基本計画」の進捗状況についてご審議いただく予定としております。

○議長：ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは続いて（2）男女共同参画事業の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局：資料の説明の前に「男女共同参画社会」について説明いたします。「男女共同参画社会」の意味ですが、男女共同参画社会の形成を推進するため、平成 11 年に施行されました国の「男女共同参画社会基本法」の第 2 条におきまして、「男女共同参画社会について、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されております。

また、「八戸市男女共同参画基本条例」の前文におきましては、「男女が性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に対等に参画し、個性と能力を發揮し、喜びと責任を分かち合うことのできる社会」としております。つまり、男女共同参画社会とは、「女性はこうあるべき、男性はこうでなければならない」といった意識にとらわれず、多様な生き方を尊重し、すべての人が職場、地域、家庭などあらゆる場面で活躍することができ、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる社会と考えられます。

それでは、「男女共同参画事業の概要について」ご説明いたします。お手元の「資料 2」の 2 ページをご覧ください。条例の制定についてですが、平成 13 年度に、男女共同参画を総合的・計画的に推進し、男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市を築くために、男女共同参画推進に係る基本理念等を定めた「八戸市男女共同参画基本条例」を制定し、5 つの基本理念を定めました。

基本理念の 1 つ目は「男女の人権の尊重と、能力が發揮できる機会均等の確保」で、男女がそれぞれの人権を尊重し、性別に差別されることなく、一人ひとりが個性と能力

を発揮できる社会を目指すものです。2つ目は「固定的な役割分担意識等に基づく制度・慣行による影響への配慮」で、家庭、地域、職業の選択や進学などさまざまな場面で、「男だから」「女だから」という性別による固定的な役割分担意識に基づく制度・慣行に影響されない社会を目指すものです。3つ目は「方針の立案や決定過程へ男女が共に参画できる機会の確保」で、男女が対等なパートナーとして、市における政策や地域、職場などさまざまな分野における方針の立案や決定の場に参画する機会が確保される社会を目指すものです。4つ目は「家庭生活と社会活動等との両立」で、家族一人ひとりが、お互いに協力し合い、社会の支援をもとに、子どもの養育や家族の介護をはじめとする家庭生活と仕事や地域活動との両立が可能な社会を目指すものです。5つ目は「男女のからだの違いの理解と、生涯を通じた健康づくりの推進」で、男女の体の違いを尊重し、安心な妊娠や出産をはじめ、生涯にわたって健康な生活を送れる社会を目指すものとなっております。なお、この条例につきましては、お手元にお配りしております、ピンク色のチラシが条例の概要となっておりますので、後ほどご覧ください。

次に八戸市では条例の制定とともに、平成13年度に「男女という性別にとらわれず一人ひとりが生き生きと暮らせるまちを築いていくことを目指す」ことを内外に示すため、「男女共同参画都市宣言」を行っております。宣言文につきましては、「第3次八戸市男女共同参画基本計画」の表紙裏に掲載しておりますので、後ほどご覧ください。

続きまして、3ページをご覧ください。男女共同参画基本計画についてご説明いたします。当市では、男女共同参画の推進に関する施策の総合的、計画的な推進を図るための行動計画として、条例に先んじて、平成8年度に「男女共同参画社会をめざす はちのへプラン」を策定いたしました。平成13年度には「八戸市男女共同参画基本条例」が施行されたことに伴い、このプランを「第1次八戸市男女共同参画基本計画」と位置づけております。その後、平成17年度に「第2次八戸市男女共同参画基本計画」を策定し、平成23年度末に「第3次八戸市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

当審議会においては、この基本計画に基づいた男女共同参画に関する事業の進捗状況や、基本計画の内容等についてご審議いただいております。お手元にお配りしております、水色の表紙の冊子が、現在の「第3次八戸市男女共同参画基本計画」になります。

○議長：ただいまの説明を受けて、ご意見・ご質問がございますか。よろしいでしょうか。それでは続いて(3)第3次八戸市男女共同参画基本計画の概要について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、第3次八戸市男女共同参画基本計画の概要について、ご説明いたします。お手元の「資料2」の3ページをご覧ください。平成24年3月に策定された「第3次八戸市男女共同参画基本計画」は、市条例の理念である「男女一人ひとりが生き生きと暮らすことのできる八戸市」を築くために、市として取り組むべき施策の方向

性と実効性のある事業を定めることを目的に、国の「第3次男女共同参画基本計画」及び県の「第3次あおもり男女共同参画プラン」の趣旨を踏まえ策定いたしました。計画の期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間としております。

次に、この基本計画における横断的な目標として、3つの基本目標を設定しております。1つ目といたしまして、「男女の人権が尊重され、個人が尊厳を持って生活できる安全・安心な社会の実現」、2つ目といたしまして「固定的な性別役割分担意識にとらわれない多様な生き方を可能とする社会の実現」、3つ目といたしまして「男女がともに個性と能力を発揮し、多様性に富んだ活力のある地域社会の実現」です。

次に、4ページをご覧ください。先ほどの基本目標を達成するために、施策の基本方向と実施施策を設定しております。施策の基本方向としては、「Ⅰ 男女共同参画に向けた意識づくり」、「Ⅱ 男女がともに活躍できる環境づくり」「Ⅲ 安全・安心な社会づくり」の3点を大項目として掲げ、それぞれに実施施策を設定しております。

主な施策といたしましては、「広報・啓発活動の推進」、「方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進」、「女性のキャリアアップの促進」「子育て支援・放課後児童対策等の充実」、「男女間の暴力の防止と被害者支援」などがあります。「広報・啓発活動の推進」では、講習会や研修会、情報誌等を通じ、男女共同参画に関する基本的な理解や、性別による固定的な役割分担意識の払しょくなどの意識啓発に努めております。また、「方針の立案・決定過程の場における男女共同参画の促進」においては、附属機関等の委員の男女構成比率に目標値を設定するなど促進を図っております。「女性のキャリアアップの促進」では、女性チャレンジ講座や、若年者キャリアアップ事業、母子家庭自立支援教育訓練給付金支給など、女性の活躍を促進するための支援を行っております。「子育て支援・放課後児童対策等の充実」では、保育園事業の充実や児童館運営事業、乳幼児等医療費助成事業など、子育て世代への支援を行っております。また、「男女間の暴力の防止と被害者支援」では、虐待等の防止に関する啓発やDV防止基本計画の策定などDV防止のための各種施策を推進しております。

条例制定から10数年が経過する中で、これらの事業を通じ、徐々に、男女共同参画に対する理解は進んでいると考えられますが、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っていることや、指導的立場の女性が少ないなど、課題も多くあるのが現状と考えております。第3次基本計画はお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

○議長：ただいまの説明に対して、ご意見・ご質問がございますか。よろしいでしょうか。最後に全体を通してのご意見を伺いますので、進めさせていただきます。続いて(4)男女共同参画事業の実施状況について事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、お手元の「資料2」、5ページをご覧ください。市民連携推進課における男女共同参画事業の実施状況についてご説明いたします。まず、意識啓発事業ですが、広く市民に対して男女共同参画の必要性について、普及啓発を図るために平成

4年度から「意識啓発講演会」を実施しております。今年度は、平成26年10月21日に、作家、「定年塾」主宰の西田 小夜子さんを講師に開催する予定です。開催実績につきましては、ご覧のとおりです。

次に6ページをご覧ください。「情報誌の発行」を行っており、市民への男女平等観の浸透と男女共同参画意識の涵養を目指すため、平成10年度から実施しております。年2回の発行で、毎号8000部を作成し、市内約600箇所へ配布しております。お手元に情報誌「WITH YOU」秋号・春号をお配りしておりますので、後ほどご覧ください。

続いて7ページをご覧ください。「市民企画事業」ですが、市民のアイデアを活かし、男女共同参画に関する市民参加・体験型の講座やワークショップを市民団体への委託で平成23年度まで実施しておりました。開催実績はご覧のとおりです。

続いて8ページをご覧ください。子どもたちからの人権尊重を基盤とした男女平等観を養う教育が重要であることから、子どもたちに直接、接し、指導する立場にある教職員などを対象にした「学校教育関係者等研修会」を平成17年度から実施しております。今年度は、9月29日、午後2時から、八戸市総合教育センターにおいて、京都高度技術研究所の石川 陽（いしかわ はる）さんを講師に、キャリア教育をテーマに研修会を実施する予定です。なお、これまでの開催実績はご覧のとおりです。

続いて、9ページをご覧ください。「トーキングカフェ」開催事業ですが、これは各分野で活躍する女性達と市長の意見交換会を実施し、活躍する女性のロールモデルを紹介する公開トークです。平成22年度から実施しており、今年度は1月24日に開催予定です。これまでの開催実績はご覧のとおりです。

次に、10ページをご覧ください。平成24年度から「教育関係者への啓発パンフレットの作成・配布」を行っております。男女共同参画意識に基づいた学校教育を推進するために、子ども達の指導にあたる教職員を対象にしたパンフレットで、市内小・中学校の全教職員へ配布しております。また、今年度からは、小・中学校だけではなく、幼稚園や大学などの教職員にも対象を広げて、配布する予定です。

続いて、11ページをご覧ください。人材育成事業として、審議会などへの女性の登用を促進し、女性の人材育成を図ることを目的に、平成13年度～平成19年度まで「はちのへ女性まちづくり塾」を実施しておりました。修了生の中には、実際に市の審議会委員になられている方もおります。開催実績はご覧のとおりです。

次に「男女共同参画支援事業」ですが、「はちのへ女性まちづくり塾」の実施に一定の効果が見られたため、平成20年度からは、幅広い人材の育成を図り、企画力、発言能力などを身につけるための講座を、男女共学で実施しておりました。開催実績はご覧のとおりです。

次に12ページをご覧ください。「女性チャレンジ講座」では、女性の、職場における管理職などの指導的立場の人の割合が少ないことから、20代から40代の女性に対して職場などでの地位向上に必要なビジネススキルを習得する機会を提供するため、平成23年度から2年間の登録制で本格実施しております。お手元にお配りしてあります、黄

色のチラシの裏に講座内容が掲載されておりますが、今年度は、ワーク・ライフ・バランス研修や整理力研修など、7月10日から27年2月5日までに7回開催し、10月には、公開講座も予定しております。なお、これまでの開催実績は13ページ以降に掲載しております。

○議長：具体的な事業の実施状況について、説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○委員：はちのへ女性まちづくり塾を引き継いだ形で、若い人を対象とした「チャレンジ講座」を何年前から実施しているようですが、修了した後の会といいますか、フォローなどはどのようにしているのでしょうか。

○事務局：今年、26年2月に第2期生が修了いたしました。1期生と合わせて約40名の修了生がおります。その修了生は、OG会として、「ジョゼミの会」を立ち上げております。修了と同時に「ジョゼミの会」に加入することになっておりますが、1期生の会長、副会長は昨年決定しましたが、2期生を含めた会長、副会長は決まっております。夏ごろを目途に、顔合わせを行い、会長等の選出をしていただき、その後、会として研修会等の活動を行っていただく計画となっております。

○委員：10ページのパンフレットですが、平成26年度から、保育園や大学等の教職員への配布とありますが、高校も対象になっておりますか。

○事務局：配布対象となっております。保育園・幼稚園・小・中・高校・大学への配布と考えておりますが、高校は管轄が青森県となっておりますので、関係機関と協議の上、配布したいと考えております。

○委員：8ページの学校教育関係者等研修会について、一覧を見ていると、参加人数が少ないのですが、教育委員会を通してどうか、案内の方法を教えてください。また、21年22年は参加人数が多く、内容やテーマによって参加人数が増えているのか、あるいは他に原因があるのか、教えてください。

○事務局：研修会については、教育委員会を通して案内を実施しております。また、今年度は、参加率の向上に向けて、総合教育センターと共催とし、教員対象の研修の一環として、随時協議しながら、テーマ・講師・日程等を決定いたしました。

第3次基本計画を策定する前からの課題として、この研修会への教員の参加率向上があり、忙しい業務の中での参加はどうしても低く、改善に向け、教育委員会との内容、日程の調整、フォローアップをしながら開催して参りました。今後も、参加者の増につ

ながらよう努めて参りたいと考えております。

○議長：そのほかの委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは続いて（5）男女共同参画に関するアンケートについて事務局から説明をお願いします。

○事務局：それでは、委員の皆様にも事前にお送りしておりました、男女共同参画に関するアンケート及び市民意識調査（アンケート）項目の比較表をご覧ください。

平成 24 年度および 25 年度の当審議会におきまして、第 3 次八戸市男女共同参画基本計画の進行管理をする上で、実績数値の経年変化を把握するために、定期的なアンケートを実施してほしいとの意見がございました。このことから、今年度から新たに市民モニター（100 人）を活用したアンケートを実施するものでございます。

また、これまで 14 年度及び 22 年度に実施しました大規模アンケートと今回実施するアンケートは目的や規模が異なりますが、来年度実施の大規模アンケートの調査内容の検討の際に、参考にするものと考えておりましたので、その点を踏まえた形でご意見を頂戴できればと思います。

本日、欠席されております各委員より、事前にご意見を頂戴しておりましたので、紹介させていただき、事務局から回答させていただいた後に、皆様からのご意見を頂戴したいと思っております。ご意見は、全部で 6 つありますので、アンケートの設問順に紹介させていただきます。

まず 1 つ目ですが、アンケートの設問全体にかかる内容で、「14 年度及び 22 年度に行ったアンケート結果との比較を行うことを目的としている場合は、設問及び選択肢は変更しないほうがよいのではないか」とのご意見です。事務局の考え方としまして、今回のアンケートの目的として、平成 24 年から実施しております第 3 次八戸市男女共同参画基本計画の進行管理を行うためのもので、計画の施策に沿った内容としており、14 年度や 22 年度に行った大規模アンケートと目的と規模が異なることや、同じ設問や選択肢の場合、現在の社会情勢に沿わない部分もありましたので、内容の見直しをさせていただきたいと考えております。

○議長：1 つ目について、委員の皆さんからご意見はございますか。

○委員：アンケートの設問は、比較できるように、全国(他都市)や国で行っているアンケートも確認し、質問や選択肢などを再検討していただきたい。

○事務局：今回のアンケートにつきましても、国や他都市のアンケートを参考として作成したところですが、再度確認させていただきます。

それでは、2 つ目に進みます。こちらもアンケート全体にかかるご意見です。「設問や選択肢について、経年とともに制度や環境も大きく変わることから、例えば、子育て支

援に関する選択肢など、担当部署に照会し、意見を取り入れたほうがよいのではないかとのご意見ですが、こちらについては、ご指摘いただいたとおり、関係課への照会について検討させて頂きたいと思います。

○議長：ただいまの意見について、委員の皆さんいかがですか。よろしいですか。

○事務局：それでは3つ目ですが、1ページ目の問4をご覧ください。縦の項目の(2)「就職先や就職の機会」について、『「就職先」という文言を「就職の機会」に含めた表記が良いのではないかとのご意見で、ご指摘のとおり、「就職先」を削除して、(2)の項目を「就職の機会」に修正させて頂きたいと思います。

○議長：文言の訂正についての意見です。委員の皆さんいかがですか。よろしいですか。

○事務局：4つ目ですが、2ページ目の問6をご覧ください。選択肢の1について、「適性のある女性はどんどん登用していくべき」との文言で、『「適性のある女性」の部分で「適性や能力のある女性は・・・」の表現の方がよいのではないかとのご意見と、もうひとつ、『「選択肢に「その他」という記入欄も加えたほうが良いのではないかと」とのことと、もしくは、国や県の調査を参考にして、選択肢全体を見直すのも良いかと思う』とのご意見ですが、ご指摘のとおり、選択肢の1は、「適性や能力のある女性はどんどん登用していくべき」と表記することとし、「その他」の選択肢を加えることで修正を行いたいと思います。

○議長：委員の皆さんいかがでしょうか。

○委員：問6の選択肢2ですが、よく理解できませんでした。従業員数に対する比率なのか、男女の比率がフィフティフィフティなのか分からないため、もう少し具体的な文言に修正して、分かりやすく記載したほうが良いと思います。

○事務局：文言については、分かりやすく修正させていただきます。

○委員：問7の選択肢3は、各企業で目標値を定めてから一定の割合で登用を進めるのか、それとも、国などが定めている数値を使って進めるのかが分からない。もう少し分かりやすい具体的な文言で、意図が伝わるようにしたほうがよい。また、トップダウン方式でも、意識が変わる場合もあるので、選択肢として、企業トップの決断や会社の意識などを入れてほしい。

○事務局：文言について、具体的に修正し、選択肢の追加については、検討させていた

だきます。

○委員：問 7 の選択肢 2 で、「女性自ら」とあるが、これは女性だけではなく、男性にも当てはまることなので、「男女が」などの表現にしたほうが良いと思います。

○事務局：そのように修正させていただきます。

○事務局：5つ目ですが、同じく問 6 で、『グラフの数値について、「課長相当職以上（役員含む）」のデータが少なく、経年変化がわかりづらいので、「課長相当職」及び「係長相当職」のデータを用いた方がわかり易いのではないかと。また、「(役員含む)」は不要と思われる』とのご意見でした。こちらもご指摘のとおり、「課長相当職」及び「係長相当職」のそれぞれのデータがございますので、そちらに変更させていただきたいと思えます。「(役員含む)」の表記につきましては、厚生労働省のデータを引用していることから、そのまま使わせていただきたいと思います。

○議長：委員の皆さんからご意見はございますか。

○委員：グラフですが、「役職別女性管理職の割合の推移」とあるが、管理職の捉え方が組織(企業や公共団体)によって異なります。係長を管理職として捉えるのか捉えないのか、課長級以上が管理職なのか判断がつかないので、アンケート実施時の厚生労働省の注釈等を参考に、ここでいう「管理職」の説明を加えたほうがよいのではないかと思います。

○事務局：引用元の厚生労働省のデータを再度確認し、説明の追加等について検討させていただきます。

○議長：ほかにご意見はございますか。

○事務局：6つ目ですが、3 ページの問 1 1 をご覧ください。『DVを受けた経験が「ある」と答えた方への質問の選択肢の中で、「2. 何を言っても無視された」や「4. おどされた」「8. 外出や人との付き合いをきびしく制限された」などの精神的、経済的暴力を、DVと認識していない方が回答した場合、最初の選択肢で「ない」を選択してしまい、DV行為の把握や防止の啓発を妨げるのではないかと』とのご意見でしたが、事務局としましては、最初に「ある」「ない」を選択してもらうことで、DVを受けたことのある方の数値が把握できるものとしてこの設問を設定したものです。この設問につきまして、委員の皆様からご意見を頂戴し、検討していきたいと思えます。

○議長：委員の皆さんいかがですか。

○委員：選択肢の2や5など、精神的、物理的なものはDVではないと考えている人もいるのではないかと思います。DVとはこういうものだという説明があった上で、ある・ないの項目をもってきたほうが良いと思います。

○委員：同意見です。

○委員：問11で、○が1つでもついたらDVはあるという判断になると考えられるので、ある・ないの項目は不要になるかもしれません。

○委員：記入漏れがあることを考えると、ある・ないはあったほうが良いと思います。質問に答えない場合や、拒否の方もいるかもしれません。

○委員：DVは非常に難しい。受けた側がDVと受け取るか取らないか、感じ方によって変わります。本人が認識していない場合もあるので、ある程度のDVについての説明が必要です。ある・ないを認識として質問してから、選択肢があるほうが良いと思うので、今のままの流れで良いと思います。

○委員：質問として2つに分けるのはどうでしょう。ある・ないの質問と以下のことを受けたことがありますかなどの質問にすると、どちらの項目にも答えてくれると思います。

○委員：賛成です。ないに○をつけたけれども、次の質問で当てはまるものがあり○をつけるということは、本人がDVだと思っていなかったけれどもそういう行為があったということで、意識のずれが発見できるのではと思いました。

○委員：個人の捉え方だと思います。ある・ないは残すべきで、今のアンケートにあるような、ある人だけ以下の質問に答えるのではなく、ある方もない方も質問に答えてくださいとすれば良いと思います。

○委員：DVとは何かを説明したうえで、ある・なしの項目があり、その後に選択肢をもってくる流れでも良いと思います。DVを認識してもらいたいのか、意識のギャップを把握したいのかをはっきりさせて、設問をつくったほうが良いと思います。

○事務局：皆様からいただきました意見等をもとに、事務局で再検討させていただきたいと思います。欠席されております委員には、追って、審議結果として、お伝えしたい

と思います。

○議長：それでは、他にアンケート内容について、委員の皆さんからご意見がございましたらお願いいたします。

○委員：問4の質問のあとに、なぜそう思うのかを記入するスペースをつくってほしい。自由記入スペースをつくれば、理由を書いてくれるかもしれない。解決策の参考になるかもしれません。

問11の質問で、「あなたは夫(妻)～」となっていて、この表現では男女平等になっていないのではと思うので、夫や妻などの表現に変えたほうがいいと思います。

問12は、選択肢はすべて重要だと思うので、○は1つではなく、増やしてほしい。また、問13の7で、「女性に対する差別」というのは、いかにも男性が行っている差別であると捉えられてしまうかもしれませんので、「性差での差別や～」などの表現がよいのではないかと思います。

○委員：問11の質問の「夫(妻)」は、「配偶者」としてもいいのではないかと思います。

○議長：最後にその他ですが、委員の皆さんから何かございませんか。それでは、事務局から何かございませんか。

○事務局：今回のアンケートに関しまして、皆様からいただきました意見が多岐にわたっておりますので、事務局で再修正いたしまして、委員の皆様にも再度案としてお示しし、意見を伺ったうえで、最終案を作成いたします。その後、会長にご確認いただいたうえで、アンケートを実施したいと考えております。

○議長：これで、本日、予定しておりました議事が終了いたしました。進行を事務局へお返ししたいと思います。

○司会：ありがとうございました。これをもちまして、平成26年度第1回八戸市男女共同参画審議会を終了いたします。皆様、長時間にわたりありがとうございました。